

京都市ベンチャー購買新商品認定制度における新商品の認定について
～ベンチャー・中小企業の販路開拓を応援！～

京都市では、ベンチャー企業及び中小企業の販路開拓を支援するため、京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定^(注1)企業、オスカー認定^(注2)企業及び知恵創出“目の輝き”認定^(注3)企業の優れた商品又は役務のうち、一定の要件を満たした物品等を一般競争入札によらずに、随意契約できる「新商品又は新役務」として認定する「京都市ベンチャー購買新商品認定制度」を運用しています。

この度、下記の商品を認定し、本市の各機関へ情報提供を行い、積極的に購入していくとともに、インターネット等で広く情報発信を行うことにより、ベンチャー・中小企業の販路開拓を支援しますので、お知らせします。

記

商 品 名	企 業 名
道路調査のためのハイブリット点群の作成サービス	株式会社エムアールサポート
熱水エコ洗浄機 HOTJET	株式会社 HotJet
光合成速度高速測定装置 MIC-100	株式会社マサイインタナショナル

※ 認定商品の概要については別紙参照

- (注1) 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定
有望なベンチャー企業を発掘・認定し、その成長段階に応じて技術面、経営面から支援を実施する制度
- (注2) オスカー認定
経営革新により持続的な成長が期待される将来性の高い中小企業を発掘・認定し、経営面を中心に支援を実施する制度
- (注3) 知恵創出“目の輝き”認定企業
「伝統技術と先端技術の融合」や「新たな気づき」といった“知恵産業”をキーワードに、(地独)京都市産業技術研究所の技術を活用した新技術・新商品開発等を行った企業を認定する制度

(別紙)

平成30年度 京都市ベンチャー購買新商品認定制度 認定事業者及び新商品の概要
(平成31年2月27日認定)

企業名	株式会社エムアールサポート	
商品名	道路調査のためのハイブリット点群の作成サービス	
商品の概要	<p>従来の点群データでは、視覚要素が乏しく、舗装修繕を目的とした道路調査への応用には不十分であったが、本サービスでは技術により視覚要素を向上させ、測量の時間短縮及びそれに伴う作業人員の削減や IRI, わだち掘れ分布, ひび割れ率調査等の性状調査も一度の調査で同時に実現した。</p>	
問合せ先	郵便番号	616-8372
	所在地	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町7番地9
	電話番号	075-865-0303
	F A X	075-865-0308
	E-mail	info@mrsupport-inc.com
	U R L	http://www.mrsupport-inc.com/
		

企業名	株式会社 HotJet	
商品名	熱水エコ洗浄機 HOTJET	
商品の概要	<p>現在建物の洗浄は「有機溶剤」「硫酸や苛性ソーダ」等の化学剤を使用しているが、独自の技術により加圧高温水のみで洗浄することが可能となり、作業員や環境の安全性が改善された。また、人材確保が難しい洗浄作業において工程の簡素化により作業人員の削減にも貢献できる。</p>	<p>【商品外観】</p> 
問合せ先	郵便番号	606-8416
	所在地	京都市左京区浄土寺上馬場町110-1
	電話番号	075-761-6255
	F A X	06-6491-6002 (大阪事務所)
	E-mail	info@hot-jet.com
	U R L	https://hot-jet.com/
		<p>【氷柱を貫通する様子】</p> 

企業名	株式会社マサイインタナショナル	
商品名	光合成速度高速測定装置 MIC-100	
商品の概要	<p>装置測定部に検体（葉）を挟み、CO2濃度変化による光合成速度を測定する装置。独自開発による新方式（予測演算、反開放セルほか）の測定技術により、従来装置と比較し、測定時間は約1/4、総重量は従来装置の30%減、販売価格は1/5を実現。大学や農研機構等の研究機関に販売実績もある。</p>	<p>【商品外観】</p>  <p>【測定例】</p> 
問 合 せ 先	郵便番号	615-8245（市内事業所） 615-8084（本店所在地）
	所在地	京都市西京区御陵大原 1-36 京大桂ベンチャープラザ 北館 101（市内事業所） 京都市西京区桂坤町 29 番地 5（本店）
	電話番号	075-382-1300
	F A X	075-382-1309
	E-mail	7023aoki@gmail.com
	U R L	https://www.mic-masainter.com/

<参考> 京都市ベンチャー購買新商品認定制度の概要

1 制度概要

新たな事業分野を開拓しようとするベンチャー・中小企業等が開発した製品は、新規性や独創性のある優れたものであっても、販売実績がないことにより、販路開拓に苦勞するケースが多く見られます。

地方自治体における物品の購入については、原則として一般競争入札によることが必要ですが、この制度は、Aランク認定企業及びオスカー認定企業並びに知恵創出“目の輝き”認定企業の販路開拓支援の観点から、同企業の優れた商品又は役務のうち、一定の要件を満たした物品又は役務を随意契約の対象となる「新商品又は新役務」として、認定するものです。

(※ 認定自体が京都市による新商品の購入を確約するものではありません。)

2 対象となる事業者

「公益財団法人京都高度技術研究所が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けた者」、「公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定を受けた者」、「地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた者」のうち、次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 市内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市税に未納がない者

3 対象となる新商品又は新役務

新商品又は新役務とは、2に定める者が生産する「商品の新規性審査認定」を受けた商品又は役務、Aランク認定事業に係る商品又は役務のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 商品化後おおむね5年以内のもの
- (2) 市の機関において用途が見込まれるもの
- (3) 既に企業化されている商品又は役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範ちゅうに属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範ちゅうに属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範ちゅうに属するものであると認められるもの
- (4) 新事業分野開拓者の事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (5) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの

4 対象となる機関

京都市の各機関（京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局）

5 認定有効期間

認定の有効期間は3年間（ただし、再申請を妨げない。）

6 その他

認定された新商品又は新役務については、市の各機関への情報提供等，できるだけ積極的に調達することとしていますが，使用条件及び価格等の契約条件並びに予算上の都合等に加え，公共工事等においては，間接的な調達促進となることから，必ずしも京都市による調達を確約するものではありません。